

改正

平成23年 6月13日告示第43号

平成24年11月 7日告示第80号

令和 4年 4月28日告示第63号

日出町広告掲載要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、町の資産を広告媒体として活用し、広告掲載するための必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において「広告媒体」とは次に掲げる町の資産のうち、広告を掲載することができるものをいう。

- (1) 町が所有する公用車及び構造物
- (2) 町が制作・管理しているホームページ
- (3) 町が発行している広報誌
- (4) その他町の資産のうち町長が認めるもの

2 この要綱において「広告掲載」とは広告媒体に企業等の広告を掲載または掲出することをいう。

(広告の範囲)

**第3条** 町の資産に掲載する広告は、公共性及び公益性を妨げないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 広告代理店を経由して申請を行うもの
- (10) 町税を滞納している事業者（法人その他の団体の場合は、当該事業者の代表者を含む。）が申請を行うもの
- (11) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めたもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(審査機関)

**第4条** 広告掲載の可否を決定するに当たり、必要な審査を行うため広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副町長、総務課長、財政課長、政策企画課長、まちづくり推進課長、住民生活課長、都市建設課長、教育委員会教育総務課長の職にある者を委員として組織する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長の職にある者を、副委員長は政策企画課長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は委員会を代表し会務を総理する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

- 5 会議を招集するいとまがないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。
- 6 次の各号のいずれかに該当する広告の審査については、第3条第1項各号に明らかに該当しないと認められる場合に限り、掲載担当課と委員会庶務との協議により会議を省略することができる。
  - (1) 町内に主たる事業所又は従たる事業所を有する事業者の広告
  - (2) 町が主催し、又は共催する事業の広告
  - (3) 既に決定を受けた掲載広告と同一の広告又は軽微な内容の変更をした広告
- 7 委員長は、第1項の規定により会議を行ったときは、速やかに会議の経過及び結果を町長に報告するものとする。  
(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

**第7条** この要綱に定めるもののほか、広告媒体ごとの広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則** (平成23年6月13日告示第43号)

この告示は、公示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

**附 則** (平成24年11月7日告示第80号)

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (令和4年4月28日告示第63号)

この告示は、令和4年5月1日から施行する。